

総合評価競争入札の 改正について

令和6年7月5日
指導検査課・営繕課

改正内容

- 1 地域活性型の評価タイプに関すること
 - ・ 評価タイプの統合について
- 2 評価項目に関すること
 - ・ 若手又は女性技術者評価の変更について
 - ・ 週休2日の取組（実績）について
 - ・ 雇用評価の変更について
- 3 その他
 - ・ 非専任工事の従事件数の取り扱いについて

評価タイプの統合について

【現状と課題】

地域活性型の中で類似する評価タイプが複数存在し、
入札事務が煩雑になっている。

【対応策】

○地域活性型のうち「若手・女性チャレンジタイプ」「週休2日工事促進タイプ」「ICT活用工事促進タイプ」を統合し、「担い手確保等促進タイプ」を創設する。

○既往の「企業チャレンジ2タイプ」をベースとし、「企業チャレンジタイプ」を統合する。

評価タイプの統合について

統合案

統合案

加算点評価項目		配点	地域活性化型											
			スタンダード	担い手確保等 促進	若手・女性 チャレンジ	週休2日工事 促進	ICT活用工事 促進	受注機会 促進	発注者 指定工事評価	橋梁等発注者 指定工事評価	(新)企業 チャレンジ	(現)企業 チャレンジ	企業 チャレンジ2	
施工計画	品質管理	2 ×	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-
	施工管理・安全管理等	2	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△
配置予定技術者	同規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評点	1	○	△	-	△	△	○	-	○	△	△	△	△
	技術者の継続教育(CPD)	0.8	○	△	-	△	△	○	-	○	△	-	-	-
建設機械保有	経営事項審査において加点対象となる建設機械の保有状況	1	○	○	○	○	○	○	○	-	△	△	△	△
表彰	京都府地域づくり優良工事施工者表彰	1	○	△	-	△	△	△	△	-	△	-	-	-
担い手確保等	若手又は女性技術者の配置	1	-	△	○	-	-	-	-	△	△	-	-	-
	週休2日の取組(実績)	1	△	△	△	○	-	-	-	△	△	-	△	△
	ICT活用工事の取組(実績)	1	-	△	-	-	○	-	-	△	△	-	△	△
地域調達・雇用	府内企業の下請	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	府内資材調達	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	雇用	「技術職員数」の維持	0.5	○	○	○	○	○	○	○	-	△	○	△
		各業種毎に雇用している「技術職員数」	0.5	○	○	○	○	○	○	○	-	△	○	△
CCUSの活用	CCUSへの事業者登録及び活用	1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
地域への貢献	地域維持業務の実績	1	△	△	△	△	△	△	△	-	△	-	-	-
	災害協定の締結		△	△	△	△	△	△	△	-	△	△	△	
	災害協定の有無	0.5	△	△	△	△	△	△	△	-	△	△	△	
	発注者指定工事の受注実績	1	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
	橋梁等発注者指定工事の受注実績	1	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
その他	緊急時の現場対応	1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	受注実績	1	-	-	-	-	-	○	-	-	△	-	△	
	短期間の集中受注	0.0001	△	△	△	△	△	-	△	-	△	△	△	
	自由枠(チャレンジ枠)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	△	

改正内容

- 1 地域活性型の評価タイプに関すること
 - ・ 評価タイプの統合について
- 2 評価項目に関すること
 - ・ 若手又は女性技術者評価の変更について
 - ・ 週休2日の取組（実績）について
 - ・ 雇用評価の変更について
- 3 その他
 - ・ 非専任工事の従事件数の取り扱いについて

若手又は女性技術者評価の変更について

【現状と課題】

(1) 工事成績評定の実績があるベテラン技術者が多く登用され、若手・女性技術者が登用されにくい状況を改善するため、令和2年10月に「若手・女性チャレンジタイプ」を導入

(2) 「若手」の定義

京都府……35歳以下又は40歳以下

他自治体…40歳以下が多い

(3) 「女性」の評価

京都府……最大点ではない

他自治体…最大点で評価

若手技術者の定義が近隣府県と異なっており、
近畿圏内の実態と乖離

近畿圏の総合評価における若手・女性活用制度

自治体	若手の定義 (最年少)	若手・女性の 最大評価点	女性の加算 最大評価点
京都府	35歳以下	1.0点	0.5点
近畿地整	40歳以下	15.0点	15.0点
滋賀県	40歳以下	1.0点	1.0点
大阪府	40歳以下	2.0点	2.0点
兵庫県	40歳未満	1.0点	1.0点
奈良県	40歳以下	2.0点	2.0点
和歌山県	34歳以下	1.0点	1.0点

【対応策】

若手の年齢設定や、女性技術者の評価を見直し。

○「若手・女性技術者」を評価する評価項目の評価内容を変更する。

若手又は女性技術者評価の変更について

加算点評価項目	評価内容	加算点	地域活性型			
			担い手確保等促進	橋梁等発注者指定工事評価	企業チャレンジ	
配置予定技術者	同規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評点 (所有する国家資格) <配置予定技術者の従事している工事件数(従事件数×0.1)>	80点以上 (1級 国家資格者)	1	-	○	△
		77.5点以上 80点未満	0.9			
		75点以上 77.5点未満	0.8			
		72.5点以上 75点未満	0.7			
		70点以上 72.5点未満	0.6			
		67.5点以上 70点未満 (2級 国家資格者)	0.5			
	65点以上 67.5点未満	0.4				
	65点未満, 実績無し, 又は 調査基準価格未満の入札を行った者 (その他技術者 又は 調査基準価格未満の入札を行った者)	0				
	技術者の継続教育(CPD)	2年間の取得単位30単位以上	0.8	-	○	-
		2年間の取得単位15~29単位	0.5			
2年間の取得単位15単位未満 又は 調査基準価格未満の入札を行った者		0				
若手又は女性技術者の配置	女性技術者又は35歳以下の男性技術者を配置	1	○	△	○	
	36歳以上40歳以下の男性技術者又は女性の技術者を配置 上記以外の技術者を配置	0.5 0				

若手又は女性技術者の配置	
評価内容	加算点
女性技術者又は40歳以下の男性技術者を配置	1点
上記以外の技術者を配置	0点

【変更点】

- 「若手又は女性技術者の配置」 を評価する項目のうち
 - ・ 35歳以下の技術者という要件を削除
 - ・ 女性技術者又は40歳以下の男性技術者を1点で評価

改正内容

- 1 地域活性型の評価タイプに関すること
 - ・ 評価タイプの統合について
- 2 評価項目に関すること
 - ・ 若手又は女性技術者評価の変更について
 - ・ 週休2日の取組（実績）について
 - ・ 雇用評価の変更について
- 3 その他
 - ・ 非専任工事の従事件数の取り扱いについて

週休2日の取組（実績）について

【現状と課題】

- ・ 令和6年3月に週休2日制工事実施要領を策定し、すべての土木工事を対象に「通期の週休2日」を原則化
- ・ 今後は週休2日の「質の向上」を目指し、「月単位の週休2日」や「週単位の週休2日」の促進が重要
- ・ 週休2日の普及に伴い、「通期の週休2日」の実績証明書等は廃止済（京都府：R5.4月以降廃止、国土交通省：R4.4月以降廃止）

通期の週休2日：工事全体（工期）を通して4週8休以上の現場閉所

月単位の週休2日：各月で4週8休以上の現場閉所

週単位の週休2日：各週で土曜日・日曜日（または特定した2曜日）の現場閉所

【対応策】

週休2日の取組・実績の評価を見直し。

- 「週休2日の取組」を評価する評価項目の評価内容を変更する。
- 「週休2日の実績」を評価する評価項目を廃止する。

週休2日の取組（実績）について

加算点評価項目		評価内容	加算点		技術重視型	評価項目	
						週休2日工事促進	企業チャレンジ
働き方改革への取組み	週休2日工事の取組(実績)	4週8休以上 週単位の週休2日を実施する	1	1点	△	○	△
		4週6休以上4週8休未満	0.5				
		実施しない又は過去2年間に加点されたが取り組まなかった者	0				

週休2日工事の取組	
評価内容	加算点
週単位の週休2日を実施する者	1点
実施しない又は過去2年間に加点されたが取り組まなかった者	0点

【変更点】

- 「週休2日工事の実績」を評価する項目を廃止
- 「週休2日工事の取組」を評価する項目のうち、
 - ・ 通期の週休2日の取組等は評価しない
 - ・ 週単位の週休2日の取組を1点で評価
 - ・ 「過去に加点されたが取り組まなかったもの」の対象期間を2年間に限定※

※合わせて「ICT活用工事の取組(実績)」の対象期間も2年間に見直し

改正内容

- 1 地域活性型の評価タイプに関すること
 - ・ 評価タイプの統合について
- 2 評価項目に関すること
 - ・ 若手又は女性技術者評価の変更について
 - ・ 週休2日の取組（実績）について
 - ・ **雇用評価の変更について**
- 3 その他
 - ・ 非専任工事の従事件数の取り扱いについて

雇用評価の変更について

【現状と課題】

- (1) 人口減少や高齢化が進行し、生産年齢人口は国内全体で減少が見込まれる。
- (2) この課題に対処していくため、ICTを始めとした新技術の活用などにより、労働者ひとりあたりの生産性向上の取組を推進。

「雇用」に関する評価項目が、生産年齢人口の減少局面である現状と合致していない

近畿圏の総合評価における雇用関係制度

自治体	雇用維持	技術職員数
京都府	○	○
近畿地整	×	×
滋賀県	×	×
大阪府	×	×
兵庫県	×	×
奈良県	×	○
和歌山県	×	×

【対応策】

「雇用」を評価する評価項目を見直し。

- 「雇用」を評価する項目を廃止する。

雇用評価の変更について

加算点評価項目		評価内容	加算点		技術重視型	地域活性化型					
						スタンダード	担い手確保等促進	受注機会促進	発注者指定工事評価	橋梁等発注者指定工事評価	企業チャレンジ
地域 調達 ・ 雇用	府内企業の下請	※※※2 施工体制における府内企業の下請の状況	申請点=下請率×府内下請率×3+(1-下請率)×3 【小数第1位止め】	3~0	3点	○	○	○	○	○	○
		調査基準価格未満の入札を行った者 申請点×(-1)	0~-3								
	府内資材調達	指定資材の府内調達の状況	下請率100%	失格							
			すべて府内調達 (申請点=1点)	1	1点	○	○	○	○	○	○
			一部府内調達 (申請点=0.5点)	0.5							
			府内調達無し (申請点=0点)	0							
	調査基準価格未満の入札を行った者 申請点×(-1)	-1,-0.5,0									
	雇用	「技術職員数」の維持	-10%≦減少率	0.5	0.5点	⊖	⊖	⊖	⊖	-	⊖
			-20%≦減少率<-10%又は 減少率<-20%かつ2人以内の減	0.25							
			減少率<-20%かつ3人以上の減	0							
技術職員数16人以上 (技術職員数6人以上)			0.5								
各業種毎に雇用している 「技術職員数」		技術職員数13~15人 (技術職員数5人)	0.4	0.5点	⊖	⊖	⊖	⊖	-	△	
		技術職員数10~12人 (技術職員数4人)	0.3								
		技術職員数7~9人 (技術職員数3人)	0.2								
CCUSの活用	CCUSへの事業者登録及び活用	CCUSへの事業者登録及び活用	1	1点	△	△	△	△	△	△	
		CCUSへの事業者登録無し	0								

【変更点】

「雇用」を評価する項目を廃止
 (技術職員数の維持、各業種毎に雇用している技術職員数)

土木一式工事における落札者決定基準（案）

加算点評価項目		評価内容	加算点	技術重視型	地域活性化型						
					スタンダード	担い手確保等 促進	受注機会 促進	発注者 指定工事評価	橋梁等発注者 指定工事評価	(新)企業 チャレンジ	
施工計画	品質管理	必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である。	2	○	-	-	-	-	△	-	
	施工管理・安全管理等	必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる。 必要事項の記載が適切である。(共通仕様書程度) 必要事項の記載が無いものがある又は種別数が超過している 記載が無い又は不十分	1.5 1 0								2 ×
配置予定技術者	(所有する国家資格) ※1	向規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評点	80点以上 (1級 国家資格者)	○	○	△	△	-	○	△	
		77.5点以上 80点未満	0.9								
		75点以上 77.5点未満	0.8								
		72.5点以上 75点未満	0.7								
		70点以上 72.5点未満	0.6								
<配置予定技術者の従事している工事種別(従事人数×0.1)>	67.5点以上 70点未満 (2級 国家資格者)	0.5									
	65点以上 67.5点未満	0.4									
	65点未満 実績無し、又は 調査基準(その他技術者 又は 調査基準準備格未満)	0									
技術者の継続教育(CPD) ※2	2年前の取得単位数30単位以上	0.8									
	2年前の取得単位数15~29単位	0.5									
	2年前の取得単位数15単位未満 又は 調査基準準備格未満の入れを行った者	0									
建設機械保有	経営事項審査において加算対象となる建設機械の保有状況	保有台数4台以上	1	○	○	○	○	○	-	△	
		保有台数3台	0.9								
		保有台数2台	0.8								
		保有台数1台	0.7								
		保有無し	0								
表彰	京都府地域づくり優良工事施工表彰	優等賞 受賞あり(回数制限)	1(0.3)	○	○	△	△	△	-	△	
		奨励賞 受賞あり(回数制限)	0.5(0)								
担い手確保等	女性又は若手技術者の配置	女性技術者又は40歳以下の男性技術者を配置	1	-	-	-	-	-	△	△	
		5人以上の技術者を配置	0								
		単年度の休休2日を実施する者	1								
		実施しない又は過去2年間に加算されたが取り組まなかった者	0								
		ICT活用工事の取組(実績) ※2	5つの施工プロセスを実施する者								1
3つ以上の施工プロセスを実施する者	0.5										
申請しない又は過去2年間に加算されたが取り組まなかった者	0										
地域調達・雇用	府内企業の下請	施工体制における府内企業の下請の状況	申請点=下請率×府内下請率×3+(1-下請率)×3	3~0	○	○	○	○	○	○	
		調査基準準備格未満の入れを行った者 申請点×(-1)	0~-3								
	下請率100%	失格									
	府内資材調達	指定資材の府内調達の状況	すべて府内調達(申請点=1点)	1	○	○	○	○	○	○	○
一部府内調達(申請点=0.5点)		0.5									
CCUSの活用	CCUSへの事業者登録及び活用 ※4	府内調達無し(申請点=0点)	0	○	○	○	○	○	○	○	
		調査基準準備格未満の入れを行った者 申請点×(-1)	-1,-0.5,0								
地域への貢献	地域維持業務の実績	冬期維持管理部門(除雪等業務委託)又は維持修繕部門(小修繕工事)の実績 ※5,7	冬期維持管理部門の実績有り ※8	1	△	△	△	△	△	△	
		維持修繕部門の実績有り ※8	0.5								
		表彰無し	0								
		工事箇所を所管する土木事務所長と災害協定を締結している団体の構成員	1								
		協定締結無し	0								
	災害協定の締結 ※6,7	災害協定の有無	災害協定の締結有り	0.5	△	△	△	△	△	-	△
			協定締結無し	0							
	発注者指定工事の受注実績	過去2年間における発注者指定工事の受注実績	2件以上	1	-	-	-	-	○	-	-
			1件	0.5							
			実績無し	0							
0件			0								
橋梁等発注者指定工事の受注実績	1件	1件	0.5	-	-	-	-	-	○	-	
		実績無し	0								
橋梁等発注者指定工事の企業としての成績	80点以上	80点以上	1	-	-	-	-	-	-	-	
		75点以上 80点未満	0.5								
75点未満 実績無し、又は 調査基準準備格未満の入れを行った者	75点未満 実績無し、又は 調査基準準備格未満の入れを行った者	0									
	緊急時の現場対応	主たる営業所の所在地(主又は従たる営業所の所在地) ※9	※この項目は、出水時等に緊急対応が必要な河川・砂防工事や、現道沿いの山切工事等で設定する。	1	△	△	△	△	△	△	△
現場の土木事務所管内 (京都府内) ※9			1								
現場の土木事務所管外 (京都府外) ※9			0								
0件			0								
上記以外			0								
受注実績	発注年度の4月1日から公告日までの受注実績	0件	0	-	-	○	-	-	-	△	
		1件	0.0001								
		0件	0								
短期間の集中受注	短期間に同一発注エリアで落札決定された工事の受注実績	上記以外	0	△	△	-	△	-	-	△	
		1件	0.5								
自由枠(チャレンジ枠)	発注者が提示する内容への取組み	発注者が指定した取組みの内、2つに取り組む	1	-	-	-	-	-	-	△	
		発注者が指定した取組みの内、1つに取り組む	0.5								
発注者が指定した取組みの実施予定は無い。	発注者が指定した取組みの実施予定は無い。	0									
	加算点合計(最大)			20.3点 17.3点	14.3001点 13.3001点	16.3001点	15.3点 14.3点	13.5001点 13.0001点	16.8点	18.3001点	

舗装工事における落札者決定基準（案）

加算点評価項目		評価内容	加算点	技術重視型	地域活性化型					
					スタンダード	担い手確保等促進	受注機会促進	発注者指定工事評価	企業チャレンジ	
施工計画	品質管理	必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である。	2	2点 × 2	○	-	-	-	-	-
		必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる。	1.5							
	施工管理・安全管理等	必要事項の記載が適切である。(共通仕様書程度)	1							
		必要事項の記載が無いものがある又は提案数が超過している	0		○	△	△	△	△	△
		記載が無い又は不適	失格							
配置予定技術者	同規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評点	80点以上	0.8	0.8点	○	○	△	○	-	△
		77.5点以上 80点未満	0.7							
		75点以上 77.5点未満	0.6							
		72.5点以上 75点未満	0.5							
		70点以上 72.5点未満	0.4							
<配置予定技術者の従事している工事件数(従事件数×0.1)> ※1	67.5点以上 70点未満	0.3								
	65点以上 67.5点未満	0.2								
	65点未満、実績無し、又は調査基準価格未満の入札を行った者	0								
	2年間の取得単位30単位以上	0.8								
	2年間の取得単位15~29単位	0.5								
技術者の継続教育(CPD)	2年間の取得単位15単位未満 又は 調査基準価格未満の入札を行った者	0								
	1級舗装施工管理技術者資格の有無	資格有り	0.2							
	資格無し	0								
建設機械保有	舗装専用機械の保有状況	複数台所有(長期リースによる保有を含む)	1	1点	○	○	○	○	○	△
		1台保有(長期リースによる保有を含む)	0.5							
		自社所有でない 又は 資料提出無し	0							
表彰	京都府地域づくり優良工事施工者表彰	優秀賞 受賞あり(回数制限)	1(0.3)	1点	○	○	△	△	△	△
		奨励賞 受賞あり(回数制限)	0.5(0)							
		無し	0							
担い手確保等	女性又は若手技術者の配置	女性技術者又は40歳以下の男性技術者を配置	1	1点	-	-	△	-	-	△
		上記以外の技術者を配置	0							
		週単位の週休2日を実施する者	1							
		実施しない又は過去2年間に加点されたが取り組まなかったもの	0							
ICT活用工事の取組(実績) ※2	5つの施工プロセスを実施する	1								
	3つ以上の施工プロセスを実施する	0.5								
	実施しない又は過去2年間に加点されたが取り組まなかったもの	0								
地域調達・雇用	府内企業の下請	施工体制における府内企業の下請の状況	申請点=下請率×府内下請率×3+(1-下請率)×3 [小数第1位止め]	3~0	3点	○	○	○	○	○
			調査基準価格未満の入札を行った者 申請点×(-1)	0~-3						
			下請率100%	失格						
府内資材調達	指定資材の府内調達の状況	すべて府内調達(申請点=1点)	1	1点	○	○	○	○	○	○
		一部府内調達(申請点=0.5点)	0.5							
		府内調達無し(申請点=0点)	0							
		調査基準価格未満の入札を行った者 申請点×(-1)	-1,-0.5							
CCUSの活用	CCUSへの事業者登録及び活用	CCUSへの事業者登録及び活用	1	1点	△	△	△	△	△	△
		CCUSへの事業者登録無し	0							
地域への貢献	地域維持業務の実績	冬期維持管理部門(除雪等業務委託)又は維持修繕部門(小修繕工事)の実績 ※3	冬期維持管理部門の表彰有り ※4 維持修繕部門の表彰有り ※4	1 0.5	1点	△	△	△	△	-
			表彰無し	0						
発注者指定工事の受注実績	過去2年間に発注者指定工事の受注実績	2件以上	1	1点	-	-	-	-	○	-
		1件	0.5							
		実績無し	0							
受注実績	発注年度の4月1日から公告日までの受注実績	0件	1	1点	-	-	-	○	-	△
		上記以外	0							
短期間の集中受注	短期間に同一発注エリアで落札決定された工事の受注実績	0件	0.0001	0.0001点	-	△	△	-	△	△
		上記以外	0							
自由枠(チャレンジ枠)	発注者が提示する内容への取組み	発注者が指定した取組みの内、2つに取り組む	1	1点	-	-	-	-	-	△
		発注者が指定した取組みの内、1つに取り組む	0.5							
		発注者が指定した取組みの実施予定は無い	0							
加算点合計(最大)					16.8点 15.8点	12.8001点 11.8001点	14.8001点	13.8点 12.8点	12.0001点 11.0001点	15.8001点

営繕工事における落札者決定基準（案）

加算点評価項目				建築一式工事				電気・管工事		
				<技術重視型>	<地域活性型A>	<地域活性型B>	<若手・女性型>	<技術重視型>	<地域活性型>	<若手・女性型>
施工計画	品質管理	必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である	2	※1 ○	-	-	-	※1 ○	-	-
		必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる	1.5							
施工計画	施工管理・安全管理等	必要事項の記載が適切である（標準仕様書程度）	1	※1 ○	※2 ○	-	-	※1 ○	※2 ○	-
		必要事項の記載がないものがある	0							
配置予定技術者	同規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評点	記載がない 又は 不適	失格							
		80点以上	1							
		77.5点以上 80点未満	0.9							
		75点以上 77.5点未満	0.8							
		72.5点以上 75点未満	0.7							
		70点以上 72.5点未満	0.6							
		67.5点以上 70点未満	0.5							
	65点以上 67.5点未満	0.4								
	65点未満、実績なし 又は 調査基準価格未満の入札を行った者	0								
	所有する国家資格	1級 国家資格者	1							
2級 国家資格者		0.5			○	△			△	
その他技術者 又は 調査基準価格未満の入札を行った者		0								
若手又は女性技術者の配置	女性技術者又は40歳以下の男性技術者を配置 上記以外の技術者を配置	1 0				○			○	
技術者の継続教育（CPD）	2年間の取得単位 9単位以上	0.5								
	2年間の取得単位 9単位未満 又は 調査基準価格未満の入札を行った者	0								
技能士(複数)又は基幹技能者の活用※3		指定職種において活用あり	1	○	○	○	○	○	○	○
		指定職種において活用なし	0							
表彰	京都府地域づくり優良工事施工者表彰	優秀賞 受賞あり(回数制限)	1(0.3)							
		奨励賞 受賞あり(回数制限)	0.5(0)	○	○	○	○	○	○	○
		なし	0							
企業の施工能力	京都府発注で同種・同規模工事の企業としての施工実績	施工実績あり	0.5	△	△	△	△	△	△	△
		施工実績なし	0							
	京都府発注で同種・同規模工事の企業としての最高評点	80点以上	0.5							
		75点以上 80点未満	0.4							
		70点以上 75点未満	0.3			△	△			△
		65点以上 70点未満	0.2							
65点未満、実績なし 又は 調査基準価格未満の入札を行った者	0									
働き方改革への取組み	週休2日工事の取組み	週単位の週休2日を実施する 実施しない 又は 過去2年間に加点されたが取り組まなかった	1 0	△	△	△	△	△	△	△
生産性向上への取組み	情報通信技術の取組み(実績)※4	4つの活用項目を実施する	1							
		2つ以上の活用項目を実施する	0.5	△	△	△	△	△	△	△
		実施しない 又は 過去2年間に加点されたが取り組まなかった	0							
地域調達・雇用	府内企業の下請	施工体制における府内企業の下請けの状況	申請点=下請率×府内下請率×3+(1-下請率)×3 (小数第1位止め) 調査基準価格未満の入札を行った者 申請点×(-1)	3~0 0~-3	○	○	○	○	○	○
		下請率100%	失格							
	府内資材調達	指定資材の府内調達の状況	すべて府内調達 一部府内調達 府内調達なし	1 0.5 0	○	○	○	○	○	○
		調査基準価格未満の入札を行った者 申請点×(-1)	-1,-0.5							
	CCUSの活用	CCUSへの事業者登録及び活用	CCUSへの事業者登録及び活用 CCUSへの事業者登録なし	1 0	△	△	△	△	△	△
加算点満点計（ただし、上限が15点となるよう選択項目を調整すること）				最大17点	最大13点	最大11.5点	最大12点	最大17点	最大13点	最大12点
加算点満点計(参考)（必須項目のみの満点）～（必須項目＋全選択項目の満点）				9.5～17点	9.5～13点	7.5～11.5点	7～12点	9.5～17点	9.5～13点	7～12点

改正内容

- 1 地域活性型の評価タイプに関すること
 - ・ 評価タイプの統合について
- 2 評価項目に関すること
 - ・ 若手又は女性技術者評価の変更について
 - ・ 週休2日の取組（実績）について
 - ・ 雇用評価の変更について
- 3 その他
 - ・ 非専任工事の従事件数の取り扱いについて

非専任工事の従事件数の取り扱いについて

【現状と課題】

- (1) 配置予定技術者の加算点から非専任工事に従事している件数×0.1点を減点
- (2) 対象工事は、**契約工期**が入札参加資格確認申請書を提出した日を含むものとしている。
- (3) 契約工期よりも早期に工事が完成した場合、工事完成日から契約工期の終期日まで間は、配置予定技術者が配置されていないにも関わらず減点されることになり実態と乖離

【対応策】

○従事している工事の期間の終期日を「契約工期の終期日」から「工事完成日」に変更する。